

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 19 日 号外第 243 号 16 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 19 日 政令第 228 号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	平成 22 年 11 月 19 日
【制定の根拠】	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）別表第 3
【法令のあらまし】	主要都市における鉄道に関する事業等に対し、株式会社日本政策金融公庫が開発途上地域以外の地域において投資金融に関する業務を行うことができる。 <p style="text-align: right;">（第12条関係）</p>
【改正される法令】	株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年政令第 143 号）